

主催・共催・後援・協賛等に関する申し合わせ

「本申し合わせは、応用物理学会の親規程「共催・後援・協賛に関わる運用規程」に基づき、中国四国支部における活動の円滑な運営を図るために定めるものである。

(本申し合わせの目的)

第1条 本申し合わせは、応用物理学会中国四国支部（以下、「本支部」という）が研究会やイベントなど（以下、「会議等」という。）の主催・共催・後援・協賛をする場合の取り扱いに関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本支部における主催・共催・後援・協賛は以下のとおりとする。

(1)「主催」とは、本支部が会議等の開催の主体となり、その会議を開催することをいう。本支部は会議開催に伴う責任を負う。

(2)「共催」とは、本支部を含む複数の団体が会議等の開催の主体となり、共同でその会議等を開催することをいう。本支部は会議等の開催に伴う負担内容・割合に応じた範囲の責任を負う。

(3)「後援」および「協賛」とは、本支部が開催の主体ではない会議等について、本支部がその趣旨に賛同し、会議等の広報等を支援することをいう。

(申請、承認)

第3条 本支部が会議等の共催・後援・協賛を行う場合は、本支部において申請受付を行い、支部役員会が許諾を判断し、承認したものをホームページに掲載することとする。また、共催等を行った会議等を活動報告として本部理事会に報告する。

(審査基準)

第4条 本支部が共催・後援・協賛する会議等は、以下の基準に合致するものとする。

(1) 団体：官公庁およびそれに準ずる公共団体、または応用物理学の研究促進、発展及び人材育成に寄与することを目的とする団体。

(2) 会議内容：本会の定款に定める目的に合致し、本会会員の研究活動に有益と認められるものであり、営利を目的とした事業ではないと認められるもの。また、その対象が極めて限定されたものではなく公益性があると認められるもの。

(3) 申請：定められた期日までに申請されたもの。

(4) その他：本支部の業務の目的および内容に照らし、適当なものと認められるもの。

(その他)

第5条 その他の条項に関しては本部親規程に準ずるものとする。

(規程の改正)

第6条 本規程は本支部役員会の承認を得て改正することができる。

附則 本申し合わせは、2024年12月16日中国四国支部役員会承認により施行する。